

岐阜県立海津特別支援学校の児童生徒・保護者の皆様は必ず読んでください。

岐阜県立海津特別支援学校学習者用タブレット利用ガイド

1 学習者用タブレット（以下、「タブレット」という。）の貸与期間について
タブレットの貸与期間は、在籍期間とします。

2 タブレットの取扱いについて

タブレットは利用者が卒業後、新入生が利用することになりますので、大切に扱ってください。

【全体の取扱い】

- タブレットは、原則学校内で使用してください。
- タブレットは、臨時休業が予測される場合は先生の指示により自宅に持ち帰ってください。
- タブレットは、自宅に持ち帰った際は自宅で充電し、忘れずに持参してください。
- タブレット使用後は、充電保管庫に入れて充電してください。
- 移動教室等でタブレットを持ち運ぶ際は、細心の注意を払ってください。
- タブレットにデコレーション等（シール貼付、ペンで描画等）をしないでください。
- タブレットは、学習活動以外で使用しないでください。
- タブレットは、利用者以外の者（利用者を指導する先生は除く）には使用させないでください。
- タブレット一式（タブレット本体、キーボード、充電ケーブル）は、破損や紛失等がないよう管理してください。
- タブレット一式を売却、廃棄又は故意に壊さないでください。
- タブレットを利用し、利用者以外の者に対して危害を加えないでください。

【学校での取扱い】

- 学校内では、専用のネットワーク（岐阜県学校間総合ネット）に接続してください。通常は自動的に接続されます。
- タブレットを利用する際は、必ず先生の指示に従ってください。
- 移動教室、昼休み、掃除時間等、長時間机を離れるときは、タブレットを机の上に乗せたままにせず、保管庫等に収納し、盗難・落下対策してください。
- タブレットを乱暴に扱わないでください。

【自宅等での取扱い】

- 自宅等でインターネットに接続して利用するときは、自宅等の Wi-Fi に接続してください。Wi-Fi 環境がない場合は先生に相談してください。

3 充電及びインターネット通信に係る経費について

【学校内での経費】

- 学校内での充電及びインターネット（岐阜県学校間総合ネット）通信に係る経費は無償です。

【自宅等での経費】

- 自宅等での充電及び Wi-Fi によるインターネット通信に係る経費は利用者（保護者）が負担してください。Wi-Fi 環境がない場合は先生に相談してください。

4 タブレットの紛失・盗難・毀損等への対応について

【手続き】

- タブレット（タブレット付属品を含む）に紛失・盗難・毀損及び不具合が発生した場合は、速やかに（担任等の）先生に連絡してください。
- タブレット（タブレット付属品を含む）が紛失したり盗難にあたりした場合は、警察に遺失物届、盗難届を出すなどの手続きを行い、届け出た警察署名と受理番号を、学校に申し出てください。

- ・事象ごとに必要書類や手続きが異なります。

【費用の負担】

- ・タブレット（タブレット付属品を含む）の通常の使用による自然故障が起きた際、原状復旧に要する費用については岐阜県が負担します。
- ・毀損、紛失、盗難が、故意または過失によるものと認められる場合には、利用者（保護者）が原状復旧に要する費用を負担することになります。

5 セキュリティ対策について

【タブレットのセキュリティ対策】

- ・タブレットには、最後にインターネット接続された場所を特定できる管理ソフトを導入しています。

【タブレット使用におけるセキュリティ上の注意】

- ・タブレットを他者に使用させないでください。
- ・タブレットを起動したまま放置しないでください。
- ・インターネットを利用する場合は、学習活動に関係ないサイトにアクセスしないでください。
- ・タブレットを用いたデータ等の受発信は、利用者の責任において行ってください。
- ・タブレットの基本ソフトウェア（OS）やインストールされているソフトの改造は行わないでください。
- ・タブレットには、先生の許可なくソフト（アプリ）をインストールしないでください。
- ・タブレットに外部記憶媒体（USBメモリ等）を接続する際は、必ずウイルスチェックを行ってください。
- ・ウイルスに感染した又は感染のおそれがあるというメッセージが出た場合は、すぐに（担任等の）先生に報告してください。
- ・許諾を得ずにカメラで撮影したり、学校に関する情報等の漏えい（SNSなどで授業に関するつぶやきや動画の配信など）をしたり、他人を誹謗中傷したりしないなど、情報モラル上のマナーを守ってください。

【アカウント（ID・パスワード）の管理】

- ・アカウント（ID・パスワード）は、厳重に管理してください。

6 その他

- ・タブレット及び岐阜県学校間総合ネットの利用に起因して利用者に直接的又は間接的被害が生じても、学校及び県はいかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等を行いません。
- ・ここに書かれていない内容であっても、法律に触れるような行為やマナー違反となるような行為等をしないでください。